

機関名：長崎労働局総合労働相談コーナー

概 要

総合労働相談コーナー（以下「コーナー」とします。）での相談・情報提供

企業組織の再編や人事労務管理の個別化等に伴い、雇用関係をめぐり個々の労働者と事業主との間の紛争が増加しています。個別労働紛争が発生する原因の中には、単に法令や判例の不知、誤解に基づくものが多くみられます。このため、長崎労働局では雇用環境・均等室など県内7箇所コーナーを設置し、専門の総合労働相談員が解雇、労働条件の引下げ、職場でのいじめ等、労働問題に関するあらゆる分野について、労働者、事業主からの相談をお受けします。

業務（相談）内容

- (1) コーナーにおける相談・情報提供
- (2) 都道府県労働局長における助言・指導
- (3) 紛争調整委員会によるあっせん

利用方法

電話または面接による相談

長崎労働局 雇用環境・均等室内

095-801-0023 にお問い合わせください。